

生活保護受給就業者の就業構造に関する一考察

—A Consideration of employment structure of welfare recipients—

吉村 さくら

Sakura, Yoshimura

中央大学*

Chuo University

はじめに

日本の公的扶助制度である生活保護制度を受給する稼働世帯は、1996 年以降、増加傾向にあり、戦後最多であった 1960 年代の世帯数に近づいている。本稿では、このことに鑑み、生活保護を受給しながら働くことが認められる職業を明らかにする。それにより、現代日本における不安定就業の具体像を見出す 1 つの手がかりになると考えるためである。

以下では、生活保護受給就業者を分析する意義を述べ、その後、就労の状況、雇用形態、職業について分析することで、生活保護受給就業者が集中している職業、すなわち、不安定就業をもたらす職業が、「技能工、生産工程及び労務作業者」、「保安職業、サービス職業従事者」、「販売従事者」であることを明らかにする。

1. 生活保護受給就業者を分析する意義

ワーキングプアの拡大が指摘されて久しい¹⁾が、生活保護においても、1996 年以降、保護を受給しながら働く者——本稿では生活保護受給就業者と呼ぶ——が増加している。

統計から確認しよう。図 1 は、稼働・非稼働別の生活保護受給世帯数と構成比の推移を示している。稼働世帯は、「世帯主が働いている世帯」と「世帯主は働いていないが、世帯員が働いている世帯」の計、非稼働世帯は、「働いていない者のいない世帯」を指す。

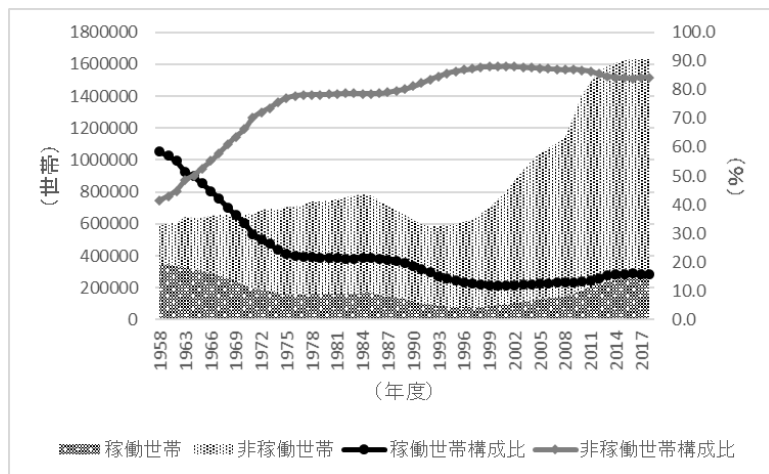
稼働世帯数は、1967 年以降減少していたが、1996 年の 7 万 9466 世帯を底に増加傾向に転じている。統計を確認できる過去 59 年間のうち、1959 年（34 万 6112 世帯）から 1967 年（27 万 6603 世帯）までの 7 年間は、最も稼働世帯の多い期間であった。これに対して、2015 年 25 万 9104 世帯、2016 年 26 万 1137 世帯、2017 年 25 万 7152 世帯、2018 年 25 万 5105 世帯と、近年の稼働世帯数は、この最多時期に次ぐ水準になっている。

ただし、生活保護受給中の稼働世帯の増加が、ただちにワーキングプアを十分に捕捉することを指すとは言えない。なぜなら、日本における生活保護制度の捕捉率はおおむね 20% 程度と言われており、多数の漏給世帯の存在が指摘されるからである²⁾。さらに、稼働・非稼働世帯の絶対数、構成比の比較から分かる通り、生活保護受給世帯は圧倒的に非稼働世帯

* 中央大学・博士後期課程

が多く、稼働世帯は一部に限られたものである。

図1 稼働・非稼働別の世帯数、構成比推移（1958年度～2018年度）



（出所）厚生労働省「被保護者調査」年次推移統計表 n3 より筆者作成。

唐鎌(2012)が指摘するように、稼働能力者に対する保護適用が、失業者や若者の貧困が社会問題として大きく取り扱われるようになった時のみ、期間と地域を限定して行われているため、ここで挙げられる就業者は、氷山の一角に過ぎないのである。

しかし、限定された対象であることが、かえって生活保護受給就業者について分析する意義を示すと考える。すなわち、生活保護を受給しながら働くことが認められる職業は、まさに不安定就業を体現しており、現代日本における不安定就業の具体的職業を見出す1つの手がかりになると考えるのである。したがって、以下では、生活保護受給就業者について、就労の状況、雇用形態、職業について分析を進める。

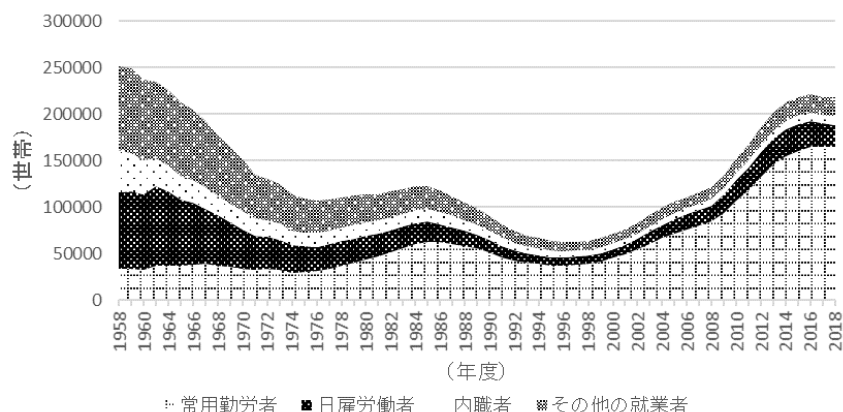
2. 「日雇労働者」、「内職者」から「常用労働者」への移行

第1節では、生活保護受給就業者の分析が、不安定就業層が多く属する職業を見出す手がかりになることを述べた。本節では、生活保護受給就業者の就労の状態から、それを構成する労働者が、日雇労働者から常用労働者に移行していることを明らかにする。

図2は、1958年から2018年にかけて稼働世帯主の労働力類型の推移を示している。

1958年度時点では、「その他の就業者」8万9831人（35.8%）、「日雇労働者」8万1644人（32.5%）、「内職者」4万5416人（18.1%）、「常用労働者」3万4057人（13.6%）の順であった。「その他の就業者」には、入院患者等が院内・院外作業で収入を得ている場合など様々な働き方が含まれるため除外すると、低賃金、不安定雇用を特徴とする不安定就業の典型例と言われる「日雇労働者」、「内職者」が生活保護受給世帯の稼働世帯で大きな位置を占めていた。

図2 労働力類型別に見た就労人員数（世帯主のみ）



（出所）図1 と同上.

しかし、この構造は、1960 年の職業安定法改正により広域職業紹介が可能となり炭鉱離職者が他産業に吸収されるなどを通じて数を減らしながら「日雇労働者」が毎年 5000 人規模で人数を減らしてゆくことで 1969 年には構成比が 30%を下回った。

「日雇労働者」のみと「常用労働者」の構成比が逆転するのは 1975 年であり、「日雇労働者」、「内職者」、「その他の就業者」を合わせた比率と「常用労働者」の構成比が逆転するのは、1985 年である。それ以降、稼働世帯の主な労働力類型は、「常用労働者」となる。

これは、産業構造の変化にともなって不安定就業労働者の典型例であった「日雇労働者」や「内職者」が減少し、「常用労働者」が増加することで、ワーキングプアを主に構成する層が「常用労働者」に移行したといえる。そこで、次節では、生活保護受給就業者のうち常用労働者について検討する。

3. 生活保護受給就業者の 9 割以上を占める非正規雇用

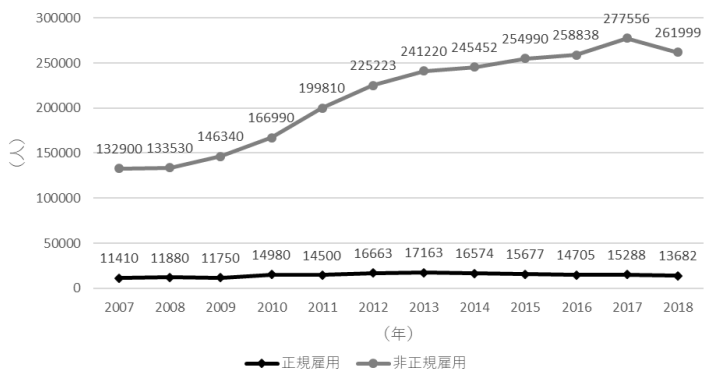
第 2 節で、生活保護受給就業者の構成、ひいては不安定就業層の構成が「日雇労働者」、「内職」から「常用労働者」へと移行していることを述べた。第 3 節では、主たる構成層である「常用労働者」について、雇用形態別、性別から特徴を見る。

図 3 は、生活保護受給就業者数を正規雇用、非正規雇用に分け、その推移を示している。

2007 年は、正規雇用 1 万 1410 人に対して、非正規雇用は 13 万 2900 人であった。その後、相対的に非正規雇用は横ばいで推移し、非正規雇用は右肩上がり増加した。2018 年は、前年に比べ正規・非正規とも減少しているが、正規雇用 1 万 3682 人に対し、非正規雇用 26 万 1999 人であり、約 20 倍にまで差が開いている。

また、就業者に占める非正規雇用労働者の比率は、2007 年時点で 92.1%である。その後、2008 年の 89.7%を除いて、非正規雇用労働者の割合が 90%を下ることはなく、2018 年には最高値 95.0%を記録した。ここから、雇用形態別にみた生活保護受給就業者の特徴は、圧倒的に非正規雇用が多いことであるといえる。

図3 正規雇用・非正規雇用別にみた保護受給就業者数の推移（2007年～2018年）



（出所）2011年以前は厚生労働省「被保護者全国一斉調査」（年次個別調査）表17，2012年以降は厚生労働省「被保護者調査」（年次個別調査）表6-4より筆者作成。

表1 性別、雇用形態別にみた生活保護受給中就業者数と構成比の推移

人数									
年	就業者総数			正規雇用			非正規雇用		
	男女計	男	女	男女計	男	女	男女計	男	女
2012	241886	99324	142562	16663	8158	8505	225223	91166	134057
2013	258383	108995	149388	17163	8661	8502	241220	100334	140886
2014	262026	112602	149424	16574	8571	8003	245452	104031	141421
2015	270667	118494	152173	15677	8194	7483	254990	110300	144690
2016	273543	121594	151949	14705	7754	6951	258838	113840	144998
2017	292844	133948	158896	15288	8311	6977	277556	125637	151919
2018	275681	126364	149317	13682	7359	6323	261999	119005	142994
構成比									
年	総数			正規雇用			非正規雇用		
	男女計	男	女	男女計	男	女	男女計	男	女
2012	100.0	41.1	58.9	100.0	49.0	51.0	100.0	40.5	59.5
2013	100.0	42.2	57.8	100.0	50.5	49.5	100.0	41.6	58.4
2014	100.0	43.0	57.0	100.0	51.7	48.3	100.0	42.4	57.6
2015	100.0	43.8	56.2	100.0	52.3	47.7	100.0	43.3	56.7
2016	100.0	44.5	55.5	100.0	52.7	47.3	100.0	44.0	56.0
2017	100.0	45.7	54.3	100.0	54.4	45.6	100.0	45.3	54.7
2018	100.0	45.8	54.2	100.0	53.8	46.2	100.0	45.4	54.6

（出典）厚生労働省「被保護者調査」年次個別調査表6-5より作成。

さらに、生活保護受給就業者総数、正規雇用、非正規雇用それぞれを性別に示す（表1）。生活保護受給就業者総数から見ると、2012年は男性9万9324人（41.1%）、女性14万2562人（58.9%）であり、2018年は男性12万6364人（45.8%）、女性14万9317人（54.2%）であった。この7年間で、女性就業者数が約1万人幅の増減で横ばいに推移する一方、男性は約3万5000人の幅で増加したため、女性の就業者数の方が10ポイントほど高いものの、構成比における男女差は縮まっている。

総数での男女比の縮小は、主に、男性非正規雇用の増加と、女性の正規雇用の相対的大幅

な減少に起因している。

すなわち、正規雇用は、2012 年は男性 8158 人（49.0%）、女性 8505 人（51.0%）、2018 年は男性 7359 人（53.8%）、女性 6323 人（46.2%）であった。正規雇用は、男女ともに減少しているが、その中でも男性に比べて女性の方が急速に減少している。その結果、7 年間で女性の構成比が 5 ポイントほど下がったのである。

非正規雇用については、2012 年は男性 9 万 1166 人（40.5%）、女性 13 万 4057 人（59.5%）であり、2018 年は男性 11 万 9005 人（45.4%）、女性 14 万 2994 人（54.6%）である。非正規雇用は、図 3 で示した通り増加しているが、その内訳として、非正規雇用女性が 14 万人程度で微増減している反面、男性の非正規雇用労働者が 9 万人台から 11 万人台へと増えているため、構成比の差は縮みつつある。

以上から、生活保護受給就業者を性別に見た特徴として、もともと生活保護受給就業者では女性が多いことと、近年は男性非正規労働者が増加していることが挙げられる。

表 2 性別、正規・非正規別にみた就業者数と構成比の比較

「被保護者調査」(2018年)									(人)									「労働力調査」(2018年7月)									(万人)								
就業者総数			正規雇用			非正規雇用			就業者総数			正規雇用			非正規雇用			就業者総数			正規雇用			非正規雇用			就業者総数			正規雇用			非正規雇用		
男女計	男	女	男女計	男	女	男女計	男	女	男女計	男	女	男女計	男	女	男女計	男	女	男女計	男	女	男女計	男	女	男女計	男	女	男女計	男	女	男女計	男	女	男女計	男	女
275681	126364	149317	13682	7359	6323	261999	119005	142994	5626	3017	2609	3522	2361	1162	2103	656	1447	100.0	45.8	54.2	100.0	53.8	46.2	100.0	45.4	54.6	100.0	53.6	46.4	100.0	67.0	33.0	100.0	31.2	68.8
就業者総数			正規雇用			非正規雇用			就業者総数			正規雇用			非正規雇用			就業者総数			正規雇用			非正規雇用			就業者総数			正規雇用			非正規雇用		
男女計	男	女	男女計	男	女	男女計	男	女	男女計	男	女	男女計	男	女	男女計	男	女	男女計	男	女	男女計	男	女	男女計	男	女	男女計	男	女	男女計	男	女	男女計	男	女
100.0	45.8	54.2	100.0	53.8	46.2	100.0	45.4	54.6	100.0	53.6	46.4	100.0	67.0	33.0	100.0	31.2	68.8	100.0	53.6	46.4	100.0	67.0	33.0	100.0	31.2	68.8	100.0	53.6	46.4	100.0	67.0	33.0	100.0	31.2	68.8

(注)「総数」は「役員を除く雇用者」を、「正規雇用」は「正規の職員・従業員」を、「非正規雇用」は「非正規の職員・従業員」の数値を用いた。

(出典) 厚生労働省「被保護者調査」年次個別調査表 6-5 (2018 年)、総務省「労働力調査」各月表 I-1 (2018 年 7 月) より作成。

生活保護受給就業者と一般労働市場の構造を比較すると、次の 2 点に分かる。第 1 に、就業者総数における女性の割合は、一般労働市場より生活保護受給就業者のほうが高い。第 2 に、生活保護受給就業者における男女比は、一般労働市場におけるそれより差が小さい。

表 2 は、生活保護受給就業者と一般労働市場それぞれの就業者数と構成比を示している。比較のために、厚生労働省「被保護者調査」と総務省「労働力調査」を用いた。「被保護者調査」は毎年 7 月末日時点の数値が記録されるため、それに合わせて「労働力調査」も同年同月の結果を参照している。

まず、就業者総数について、一般労働市場は男性 53.6%、女性 46.4%で男性がやや優位だが、生活保護受給就業者は男性 45.8%、女性 54.2%で女性がやや優位である。

次に、正規雇用は、一般労働市場が男性 67.0%、女性 33.0%であるが、生活保護受給就業者は男性 53.8%、女性 46.2%であった。女性が占める割合が低いことは共通しているが、男女差は生活保護受給就業者のほうが小さい。

また、非正規雇用は、一般労働市場が男性 31.2%、女性 68.8%であるのに対して、生活保護受給就業者は、男性 45.4%、女性 54.6%である。一般労働市場よりも生活保護受給就業者のほうが、非正規男性が占める割合が高く、その分、男女差も小さくなっている。

一般労働市場は、正規雇用男性が高く、正規雇用女性が低い反面、非正規雇用男性が低く、非正規雇用女性が高いことで、就業者総数でみると男女比が相殺され、男性やや優位ながら、ほぼ半々になっている。しかし、生活保護受給就業者では、正規雇用、非正規雇用とも、一般労働市場に比べて男女差が半々に近いため、生活保護受給就業者総数で見たときに、そのままならされて男女比が半々になっている。正規雇用、非正規雇用双方での男女差の小ささが、一般労働市場と異なる生活保護就業者の特徴といえるだろう。

表3 雇用形態別にみた生活保護受給中非正規雇用労働者数と構成比

	(人)			(%)		
	男女計	男	女	男女計	男	女
パート	115868	34600	81268	44.2	29.1	56.8
アルバイト	63796	35766	28030	24.3	30.1	19.6
派遣職員	5331	2905	2426	2.0	2.4	1.7
契約社員・嘱託	6147	3388	2759	2.3	2.8	1.9
その他	70857	42346	28511	27.0	35.6	19.9
計	261999	119005	142994	100.0	100.0	100.0

(出典) 厚生労働省「被保護者調査」年次個別調査表 6-5 (2018 年度) より作成。

さらに、生活保護受給就業者の非正規雇用労働者を「パート」、「アルバイト」、「派遣職員」、「契約社員・嘱託」、「その他」の6つの雇用形態別に見ると、「パート」、「アルバイト」という時短労働が中心であり、フルタイム労働者が想定される「派遣職員」、「契約社員・嘱託」は、少ないと分かる(表3)。

すなわち、男女計で見ても、「パート」、「アルバイト」で合わせて17万9664人(68.5%)と約7割を占め、「派遣職員」、「契約社員・嘱託」は1万1478人(4.3%)に過ぎない。

したがって、「年越し派遣村」や「ネットカフェ難民」で、近年のワーキングプアの象徴として焦点が当たった派遣労働者について、生活保護受給就業者から見ることはできないといえる。この点が、生活保護受給就業者を通じて不安定就業層を見出す試みの限界と言わざるを得ない。しかし、だからといって、生活保護受給就業者の中でも就業者数が集中している職業を明らかにすることの意義が失われることはないだろう。

4. 不安定就業にあたる職業

第3節では、生活保護受給就業者は、圧倒的に非正規雇用労働者が多く、特にそもそも女性が多いことに加え、男性非正規労働者が増えていることを述べた。そして、非正規労働者の中でも、主に「パート」、「アルバイト」など時短労働に従事する層で構成されていると分

かった。第 4 節では、不安定就業分析にかかせない派遣労働についてみることはできないという限界はあるが、生活保護受給就業者の職業分布を分析し、最低生活費を下回る低所得で雇用が不安定な就業がどのような職業であるか明らかにする。

資料に厚生労働省「被保護者調査」年次個別調査表 6-5「就労人員数、性・年齢階級・世帯主－世帯員・雇用形態（呼称）・職業・世帯類型別」（2012 年～2018 年）を用い、各職業について、正規・非正規別、男女別に就業者数を集計し、上位 3 位を算出した（表 4,5）。

表 4 生活保護受給就業者（正規雇用）の上位 3 職業

	正規雇用		
	男女計	男	女
1	保安職業, サービス職業従事者	技能工, 生産工程及び労務作業	保安職業, サービス職業従事者
	3555 人 (26.0%)	2011 人 (27.3%)	1797 人 (28.4%)
2	技能工, 生産工程及び労務作業	保安職業, サービス職業従事者	事務従事者
	2814 人 (20.6%)	1758 人 (23.9%)	1081 人 (17.1%)
3	事務従事者	運輸・通信事業者	販売従事者
	1498 人 (10.9%)	611 人 (8.3%)	828 人 (13.1%)

（出所）表 1 と同じ。

表 5 生活保護受給就業者（非正規雇用）の上位 3 職業

	非正規雇用		
	男女計	男	女
1	保安職業, サービス職業従事者	技能工, 生産工程及び労務作業	保安職業, サービス職業従事者
	70291 人 (26.8%)	26967 人 (22.7%)	43324 人 (30.3%)
2	技能工, 生産工程及び労務作業	保安職業, サービス職業従事者	販売従事者
	40116 人 (15.3%)	21747 人 (18.3%)	19004 人 (13.3%)
3	販売従事者	販売従事者	技能工, 生産工程及び労務作業
	25800 人 (9.8%)	6796 人 (5.7%)	18369 人 (12.8%)

（出所）表 1 と同じ。

これによると、正規雇用は、男性は「技能工、生産工程及び労務作業」（2011 人、27.3%）、「保安職業、サービス職業従事者」（1758 人、23.9%）、「運輸・通信事業者」（611 人、8.3%）の順に多く、女性は「保安職業、サービス職業従事者」（1797 人、28.4%）、「事務事業者」（1081 人、17.1%）、「販売従事者」（828 人、13.1%）の順に多い。

非正規雇用は、男性は、「技能工、生産工程及び労務作業」（26967 人、22.7%）、「保安職業、サービス職業従事者」（21747 人、18.3%）、「販売従事者」（6796 人、5.7%）、女性は、「保安職業、サービス職業従事者」（43324 人、30.3%）、「販売従事者」（19004 人、13.3%）、「技能工、生産工程及び労務作業」（18369 人、12.8%）の順になっている。

以上から、生活保護を受給しながら働くことが認められる職業は、正規、非正規雇用、また男女に共通して、「技能工、生産工程及び労務作業」、 「保安職業、サービス職業従事者」、 「販売従事者」であると分かった。また、正規雇用男性には、「運輸・通信事業者」が、女性には、「事務事業者」が入っていることが特徴である。

おわりに

本稿では、生活保護受給就業者の分析を通じて、不安定就業層が「技能工、生産工程及び労務作業」、 「保安職業、サービス職業従事者」、 「販売従事者」に集中していることを明らかにした。さらに、正規雇用の生活保護受給就業者では、男性は、「運輸・通信事業者」が、女性は、「事務事業者」が一定規模を占めており、これらの職業では、正規雇用であるにもかかわらず、最低限度の水準以下の生活を余儀なくされる労働者が多いことが考えられる。

ただし、生活保護受給就業者は、「パート」、「アルバイト」という時短労働従事者を中心に構成されるため、近年のワーキングプアの象徴ともいえる派遣労働者について見ることはできない限界も明らかになった。そのため、今後は、本稿で解明した職業を手がかりとしつつ、生活保護に捕捉されないワーキングプアに対する分析が必要となる。

注

- 1)このことを指摘する文献は多いが、特に江口(1979)、後藤(2011)に詳しい。
- 2)たとえば、駒村(2003)、戸室(2016)、橘木・浦川(2006)、江口・川上(2009)、小川(2000)。

参考文献

- 江口英一『現代の『低所得層』』（未来社 1979年）。
- 江口英一・川上昌子『日本における貧困世帯の量的把握』（法律文化社 2009年）。
- 小川浩「貧困世帯の現状—日英比較—」（『経済研究』 岩波書店 第51巻第3号 2000年）。
- 唐鎌直義『脱貧困の社会保障』（旬報社 2012年）。
- 厚生労働省「被保護者調査」<https://www.stat.go.jp/data/roudou/index.html>（最終アクセス 2020年10月9日）
- 後藤道夫『ワーキングプア原論』（花伝社 2011年）。
- 駒村康平「低所得世帯の推計と生活保護制度」（『三田商学研究』 慶応義塾大学 第46巻第3号 2003年）。
- 総務省「労働力調査」<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/74-16.html>（最終アクセス 2020年10月9日）
- 橘木俊詔・浦川邦夫『日本の貧困研究』（東京大学出版会 2006年）。
- 戸室健作「資料紹介 都道府県別の貧困率、ワーキングプア率、子どもの貧困率、捕捉率の検討」（『山形大学人文科学部研究年報』 山形大学人文化学部 第13号 2016年）。